

令和3年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年10月22日（金） 午前9時から午前10時25分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	欠	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

欠	有馬 研一	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	鶴田 勉
欠	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	立元 和揮	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	欠	楠園 隆幸		

4 部外者出席

農林水産課	農業振興管理係	主査 山中 俊明
	かのやアグリ起業ファーム推進室	主事 牧野 亮
農地整備課	地籍調査推進室	室長 児玉 喜久
		次長 藺牟田 博文

5 事務局職員	局 長	西迫 博
	次長兼農地係長	下原 隆二
	振興係長	井手口 剛
	主 査	関口 実
	主 査	池畑 信幸
	主任主事	兒高 翔
	主任主事	久木田 郁香
	主 幹	梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）

主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
主任主事 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画決定について
- ・農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・令和 2 年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・鹿屋市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」に対する意見について

〔報告〕

- ・農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について
- 〔その他〕
- ・農業新聞の購読推進について
 - ・農業者年金の加入促進について
 - ・鹿屋市農業まつりについて

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田中 次男 委員 ・ 田村 利秋 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年10月22日(金) 開会 午前9時 閉会 午前10時25分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第7回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席は、福元副会長の1名です。

出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、有馬委員・永山委員・楠園委員の3名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号9番の田中委員と、10番の田村委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。

議長 これより議事に入ります。1頁、議案第56号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第56号、1頁から41頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和3年10月25日です。合計面積は、14万2千221㎡、うち更新分7万9千828㎡、内訳、田4万2千249㎡、畑9万9千972㎡です。利用権を設定する者34人、設定を受ける者31人です。始期は、いずれも令和3年11月1日です。期間は、3年、4年、5年、5年2ヶ月、6年、6年5ヶ月、10年です。

次の3頁から21頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から4頁の4番までは設定期間が3年です。3頁1番2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番は、設定期間が4年で、賃借権で新規設定。

次の6番から15頁24番までは、設定期間が5年です。5頁6番は、賃借権で新規設定。

次に6頁、7番8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番12番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、13番14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番は、使用貸借権で再設定。

次に、12頁、18番は、使用貸借権で再設定。19番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、20番21番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、22番は、使用貸借権で再設定。

次に、15頁、23番は、賃借権で再設定。24番は、使用貸借権で再設定。

次に、16頁、25番は、設定期間が5年2ヶ月で、賃借権で新規設定。

次の26番から17頁27番までは、設定期間が6年です。16頁26番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、17頁、27番は、賃借権で再設定。28番は、設定期間が6年5ヶ月で、賃借権で新規設定。

次に、18頁、29番から21頁34番までは、設定期間が10年です。18頁29番30番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、31番は、賃借権で新規設定。32番は、使用貸借権で再設定。

次に、20頁、33番は、使用貸借権で再設定。

次に、21頁、34番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から21頁までの合計34件の利用権設定ですが、16頁、26番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますが、福元副会長が欠席のため、このまま審議します。16頁、26番について事務局の説明をお願いします。

井手口 16頁の26番は、借人福元副会長が代表を務める法人が、賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る16頁、26番の6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、22頁「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、22頁から32頁です。22頁で説明します。

公告年月日は令和3年10月25日、合計面積は、11万2千582㎡です。うち、田5千791㎡、畑3万5千143㎡、樹園地7万1千648㎡です。所有権を移転する者15人、所有権の

移転を受ける者 12 人です。

次の 23 頁 1 番から 32 頁 15 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議長 ただいま説明がありました、所有権移転協議成立 15 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、33 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、33 頁から 41 頁です。33 頁で説明します。

公告年月日は、令和 3 年 10 月 25 日です。合計面積は、6 万 3 千 417 m²で、うち、田 3 千 521 m²、畑 5 万 9 千 896 m²です。利用権を設定する者 14 人、利用権の設定を受ける者 7 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 3 年 11 月 1 日で、設定期間は 5 年、5 年 9 ヶ月、10 年です。

34 頁をご覧ください。1 番は、設定期間が 5 年で、賃借権。2 番は、設定期間が 5 年 9 ヶ月で、使用貸借権。

次に、35 頁、次の 3 番から 41 頁 14 番までは、設定期間が 10 年です。35 頁 3 番 4 番は、賃借権。

次に、36 頁、5 番 6 番は、賃借権。

次に、37 頁、7 番 8 番は、賃借権。

次に、38 頁、9 番は、使用貸借権。10 番は、賃借権。

次に、39 頁、11 番は、賃借権。

次に、40 頁、12 番は、賃借権 13 番は、使用貸借権。

次に、41 頁、14 番は、使用貸借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、34 頁から 41 頁までの合計 14 件の中間管理権設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、42 頁、議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。。

井手口 議案第 57 号、42 頁から 45 頁です。今回は、所有権移転 17 件です。

初めに、42 頁です。1 番は、田 1 千 399 m²の売買です。2 番は、畑 2 千 885 m²の贈与です。3 番は、畑 485 m²の贈与です。4 番は、畑 1 千 611 m²の売買です。5 番は、次の頁にかけて、

畑 5 千 873 m²の売買です。

次に、43 頁、6 番は、畑 394 m²の贈与です。7 番は、畑 1 千 466 m²の売買です。8 番は、畑 960 m²の売買です。9 番は、畑 783 m²の売買です。10 番は、次の頁にかけて、田 4 千 369 m²の売買です。

次に、44 頁、11 番は、畑 298 m²の売買です。12 番は、畑 3 千 83 m²の売買です。13 番は、畑 3 千 634 m²の贈与です。次の 14 番から 45 頁の 17 番までは、すべて記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、44 頁、14 番から、45 頁、17 番までを中牧委員に、報告をお願いします。

中 牧 　　推進委員の中牧です。去る 10 月 14 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、44 頁の 14 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘しょを作付けするとのことでした。

次に、45 頁の 15 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘しょを作付けするとのことでした。

次に、16 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具は親戚や地元の方から譲り受ける計画でした。今回、取得する農地には、飼料作物を作付けし、将来的には作物の種類を増やすことを検討しているとのことでした。

次に、17 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、譲り渡し人である伯父の指導を受けながら、甘しょを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま説明、報告がありました、17 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、46 頁、議案第 58 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 58 号、46 頁です。今回は 1 件となっています。1 番は、農機具倉庫、通路を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途及び 1 の 3 です。以上です。

議 長 ただいま、説明がありました許可申請 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、47 頁、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 59 号、47 頁から 53 頁です。今回は、20 件です。

47 頁をご覧ください。1 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、48 頁、4 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

5 番は、一般住宅、通路を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

6 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、49 頁、7 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

8 番は、分譲宅地、通路を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

9 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、50 頁、10 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

11 番は、倉庫、事務所、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

12 番は、51 頁にかけて、豚舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次に、51 頁、13 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次に、52 頁、14 番は、一般住宅、車庫を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

15 番は、一般住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次の 16 番から 53 頁 20 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、52 頁、16 番、17 番を上穂木委員に、53 頁、18 番、19 番を有村委員に、20 番を森園委員に、報告をお願いします。

上穂木 推進委員の上穂木です。去る 10 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、52 頁の 16 番ですが、申請地は上野町公民館の西に位置し、申請地付近は、10ha 以

上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に17番ですが、申請地は申良商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、16番、17番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

有 村 議席番号11番の有村です。去る10月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、53頁の18番ですが、申請地は笠野原小学校の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に19番ですが、申請地は笠之原公園の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であり、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市外で不動産業を営む法人で、申請地に集合住宅を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、18番、19番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

森 園 推進委員の森園です。去る10月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

53頁の20番ですが、申請地は玉山神社の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査

員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました、許可申請 20 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、54 頁、議案第 60 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 60 号、54 頁から 56 頁です。54 頁の右下の表をご覧ください。

今回は 2 件で、畑 4 千 539 m²です。次の 55 頁から 56 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、54 頁、1 番、2 番を田村委員に、報告をお願いします。

田 村 　　議席番号 10 番の田村です。去る 10 月 13 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

54 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 55 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地は平成 6 年頃から駐車場及び住宅敷地として使用しており、これを是正するものです。申請地は東原小学校の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。申請地は建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、また農地への復元も困難であることから、農振除外後は非農地に認められると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 56 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎及び堆肥舎・運動場を整備する計画です。申請地は畜産環境センターの北東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。

議 長 　　ただいま説明、報告がありました 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、57 頁、議案第 61 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 61 号、57 頁から 58 頁です。今回は 6 件です。

次の 1 番から 58 頁 6 番までは、すべて記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、57 頁、1 番から、58 頁、6 番までを榎原委員に、報告をお願いします。

榎 原 議席番号 12 番の榎原です。去る 10 月 14 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、57 頁の 1 番ですが、申請地は、鹿屋農業高校の北に位置し、平成 12 年頃前から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は上野町公民館の東に位置し、昭和 50 年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番ですが、申請地は南小学校の北西に位置し、平成元年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 4 番ですが、申請地は細山田中学校の南東に位置し、昭和 61 年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 5 8 頁の 5 番ですが、申請地は平和公園の東に位置し、昭和 57 年頃から畜舎として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 6 番ですが、申請地は申良さくら温泉の北に位置し、平成 9 年頃から事務所及び作業場として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告があった 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、59 頁、議案第 62 号「令和 2 年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします

井手口 議案第 62 号、59 頁から 63 頁です。鹿屋市より令和 2 年度の地籍調査事業において、調査地区内における地目の変更についての照会があったものです。調査にあたっては、第 1 回総会において、南町は榎原委員、下高隈町は園田委員、吾平町麓は堀之内委員を任命し、それぞれの調査地区において、農地から農地以外へ地目変更するものや、農地以外から農地へ地目変更するものについて、現地にて確認を行っております。地目変更内訳及び事業実施区域図については、次の 60 頁から 63 頁に記載してあるとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、榎原委員、園田委員、堀之内委員から調査結果の報告をお願いします。

榎 原 議席番号 12 番の榎原です。令和 2 年度に実施された地籍調査に伴う地目変更について報告します。60 頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計 163 件、12 万 5 千 392.5 m²、他の地目から農地へ変更するもの合計 6 件、4 千 930 m²については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

園 田 議席番号 5 番の園田です。令和 2 年度に実施された地籍調査に伴う地目変更について報告します。60 頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計 22 件、3 万 8 千 287 m²、他の地目から農地へ変更するもの 0 件については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

堀之内 議席番号 15 番の堀之内です。令和 2 年度に実施された地籍調査に伴う地目変更について報告します。60 頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計 44 件、1 万 7 千 223.93 m²、他の地目から農地へ変更するもの合計 6 件、2 千 16 m²については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

議 長 ただいま、調査報告がありました。地籍調査に伴い地目を変更するものです。

60 頁、南町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 163 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 6 件、下高隈町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 22 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 0 件、吾平町麓の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 44 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、その旨を市長部局へ報告します。

次に、64 頁、議案第 63 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 63 号、64 頁から 65 頁です。今回新たに、譲渡希望が 64 頁、1 番から 5 番。

次に、賃貸借希望が 65 頁、1 番から 4 番ですので、お目通してください。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

64 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を蔵ヶ崎委員と中牧委員に、2 番を中塩屋委員と垣内委員に、3 番を本田委員と楠園委員に、4 番と、5 番の下高隈町を園田委員と徳田委員に、5 番の旭原町を寺下委員と持増委員にお願いします。

次に、65 頁、賃貸借希望の 1 番を堀之内委員と矢野委員に、2 番を福元副会長と入佐委員に、3 番を田中委員と中尾委員に、4 番の吾平町上名を堀之内委員と矢野委員に、4 番の吾平町麓を福元副会長と入佐委員にお願いします。

次に、66 頁、議案第 64 号「鹿屋市の『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）』に対する意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 64 号、66 頁です。今回、鹿屋市では、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域農業のあるべき姿として「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定めていますが、今回、県の方針を踏まえ見直すこととしております。見直しに当たっては、農業経営基盤強化促進法施行規則により、農業委員会から意見を聴く必要があることから依頼があったものです。以上です。

議長 本日は、農林水産課の職員に出席をいただいておりますので、基本的な構想（案）の内容について、説明をお願いします。

濱 脇 農業経営基盤の強化の促進に関する市基本構想の見直しについて概要を説明します。基本構想とは法律に基づいて市町村が地域農業のあるべき姿の 10 年先を見通して定め、5 年後毎に見直しを行うこととなっています。農政には様々な計画があるが、基本構想は農業経営基盤の強化に特化した計画となっています。担い手の確保・育成と農地の集積・主役の 2 本柱となっています。見直しに当たっては農業委員会や J A 等に意見を聞くことと法律に定められています。

1 頁については、前回の総会で説明した通りです。

2 頁の見直しの概要についてです。基本構想の計画の体系毎に主な見直し点を整理したもので、第 1 の農業経営基盤基盤の強化に関する目標の 1 の農業の位置付けと農業構造について「鹿屋市においても個人事業主が減少する一方で農業法人が近年増加している」・「中山間地域について高齢化等により荒廃農地の増加が懸念される」を追記しています。

次に 2 番目の農業の展開方向について「肝属中部畑かん施設の通水が開始・食品加工関連企業の進出等の農業振興を図る基盤整備が進む」・「市農林水産課で鹿屋型スマート農業推進方針の策定や取り組み」・「気候変動等に伴いサツマイモ基腐病の新たな病害虫の発生」を追記しています。

4 番目の具体的施策の方法に、県方針に合わせて認定農業者が目指す所得水準を 420 万円から 430 万円に見直しました。

次に認定農業者が目指す所得水準 430 万円を達成するために必要となる営農類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標となります。

第 4 の農用地の利用の集積に関する目標についてです。県の方針に合わせて令和 12 年度までに認定農業者等の担い手委に農地の 90%を集約すると目標を設定しています。前回の構想では令和 7 年度までに 90%としていたが、今回の見直しで令和 12 年土までに 90%と見直しを行いました。以上です。

議長 ただいま、説明がありました。ご質問、ご意見はありませんか。

寺下 経営規模・専作のなかで茶 6 から 7 ha の下に加工用サツマイモ・加工用キャベツとあるがどういった形なのか教えてほしい。

濱脇 これまでは、茶の裏作として加工用サツマイモを栽培している農家が多かったが、近年のサツマイモ基腐れ病によりサツマイモの収量が安定しないことから、サツマイモの代わりに加工用キャベツを組み合わせた輪作体系への見直しを行いました。

中塩屋 永年作物とサツマイモとの輪作というのが理解できないのだが。

濱脇 同じ畑で栽培するのではなく、別の畑で栽培する栽培体系です。

議長 他に、ご質問、ご意見はありませんか。

(無)

特に意見がなければ、「意見なし」で回答してよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、その旨を市長部局へ回答します。

次に、67 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、67 頁から 80 頁です。今回は 24 件で、これらは全て記載のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、67 頁から、80 頁までの 24 件の合意解約です。報告しておきます。以上で、第 7 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局から何かありませんか。

久木田 全国農業新聞の購読推進についてお願いします。

資料の 1 頁です。情報提供活動についてです。情報提供活動は、農業委員会法に位置付けられた農業委員会の役割です。「人・農地プランの実質化」を進めて、「農地利用の最適化」を形にするためには、その必要性を地域の方に知ってもらうことが大切です。そのためにも日頃から全国農業新聞を地域の方に読んでもらうことが重要だと考えています。

2 頁です。お知り合いの農業者への情報の届け方として、農業委員、推進委員が自ら情報収集して戸別訪問して伝える方法もありますが、農業者自身が情報誌を購読することで効率的に情報収集をすることができます。そこで、最も役立つ情報誌として「全国農業新聞」があります。

3 頁です。「全国農業新聞」は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙となっておりさらに全国 47 都道府県にある支局の県版・地方版の充実により地域の話題やイベント情報など提供に努めています。また、毎週金曜日に発行し、送料、税込みの月額 700 円で購読いただけます。購読料については現金払い、農協に限りますが口座振替にも対応しています。お試しで 3 カ月のみの購読や 1 年のみの購読など最初から期間を決めて申し込む方法もあります。また、電子版での購読もできますのでお知り合いの方にご紹介をお願いいたします。

委員のみなさまにおいては毎日の業務がお忙しい中大変恐縮ですが、11 月 20 日申込み分までが今年度の新規購読者として反映されますので委員 1 人につき 1 人の新規購読者の確保にご協力をお願いいたします。このあと、農業者年金の加入推進のお話があると思いますが、ぜひとも戸別訪問や年金の加入推進とともに併せて全国農業新聞の購読推進もお願いいたします。

児高 農業者年金加入通知についてです。初めて農業委員・推進委員に就任された方もいらっしゃると思いますので農業者年金から説明します。

まず、農業者年金とは国民年金にオプションとして付けられる年金となります。通常だと

国民年金だけでは少ない金額が、国民年金と農業者年金共に掛金をかけることで老後の年金額の増額を図ることができます。

なぜ農業者年金が必要かという点、高齢農家の現金支出額が2人で月額24万円ほどかかると言われています。国民年金だけだと2人で月額13万円、厚生年金に入られている方も月額22万円と支出する額にもよりますが、不足する状況となっています。そこで国民年金付加年金と農業者年金に加入することで月額26万円程になりますので、老後の生活を安定した収入で送ることができます。

農業者年金には6つの特徴があり、1つ目は農業者なら広く加入できる。

2つ目に積立方式、確定拠出型で少子高齢化時代に強い。

3つ目に通常加入の場合、保険料の額は自由に決められる。

4つ目に終身年金で、80歳前に亡くなると死亡一時金がある。

5つ目に税制面の優遇措置が大きい。

6つ目に一定要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある。

以上が農業者年金の基本的な内容となります。

次に加入推進活動についてです。全国において令和3年度・4年度で加入者累計15万人を目指す運動を行っています。鹿屋市の今年度の目標は新規加入者を7人としております。鹿屋市の現在の加入者数は1名となっていますので、今後の加入推進をよろしく願います。

加入推進期間は、令和3年10月から令和4年1月の4か月間とします。

加入推進の実施方法につきましては、担当地区を中心とした個別訪問等による農業者年金制度の周知啓発活動及び加入について委員1人当たり3日間を目標に実施していただきますようお願いいたします。活動の例として地域の農家の集まる会合での説明やチラシの配布、加入推進対象者又は名簿に載っていない知人、友人等への訪問。加入意思のある方へは年金額のシミュレーションを活用した推進活動を実施する。年金額のシミュレーションは事務局で作成しますので、ご連絡ください。

加入推進活動結果については加入推進記録簿に活動内容や結果を記入し、令和4年1月の総会の日までに提出してください。加入推進対象者名簿については個人情報となりますので加入推進記録簿と共に提出してください。

8月の臨時総会で各地区の農業者年金加入推進部長を決めていただきましたが、役割としては、地域のリーダーとして、地域の農業委員・推進委員の情報交換やサポート、認定農業者や新規就農者・女性農業者等の参加する各種会合での説明や個別の働きかけなど、農業者

年金の加入推進への積極的な役割を果たすこととなっております。推進活動については4人の部長だけが活動するのではなく、全ての農業委員・推進委員が積極的な活動を行うようお願いいたします。なお、加入推進部長には12月中旬ごろに研修が予定されていますので、日程が決定しましたら、ご連絡いたします。

訪問時の農業者年金の説明までの流れを資料としてまとめましたの確認をお願いします。以上です。

次 長 次に、令和3年度の農業まつりについてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全地区で中止が決定しましたので報告いたします。

次に、お手元に配布してあります「地域別農業委員等研修会」について、11月19日（金）10時00分からホテルさつき苑で開催されますので、全員参加をよろしくお願いいたします。都合の悪い方は、事務局に御連絡くださるようお願いいたします。以上です。

局 長 それでは、11月の調査委員を申し上げます。

11月11日、木曜日、4条・5条の調査が、藏ヶ崎委員、細川委員でございます。

11月11日、木曜日、農振調査が、郷原委員、矢野委員でございます。

11月12日、金曜日、4条・5条の調査が、堀之内委員、松元委員でございます。

11月12日、金曜日、3条調査が、泊委員、本村委員でございます。

11月の総会は、11月22日、月曜日の9時からとなります。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

他にありませんか。ないようですので、これをもって令和3年度第7回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉会）